

○県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（環境整備課）

秋田県告示第323号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成21年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成22年6月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数
480件（うち、内容の変更を伴う協議件数 73件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数
480件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数
480件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量（トン）			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	-	409	-	409
汚泥	8,043	16,852	1,044	25,939
廃油	-	19,172	197	19,369
廃酸	-	8,978	-	8,978
廃アルカリ	-	10,665	-	10,665
廃プラスチック類	218	29,493	228	29,940
紙くず	-	162	-	162
木くず	-	765	38	803
繊維くず	-	3	-	3
動植物性残さ	-	-	-	-
金属くず	-	111	105	216
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	243	1,306	1,461	3,011
鋳さい	1,382	827	-	2,208
がれき類	-	1,571	5,296	6,868
ばいじん	-	1,110	-	1,110
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	5,148	32,488	105	37,740
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	-	284	-	284
合計	15,034	124,196	8,475	147,705

（注）単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（注）「-」は、値がゼロであることを示している。

- 5 環境保全協力金の納入額
32,728,600円
- 6 環境保全協力金の使途
産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費に充てた。